

埼玉県立大学海外研究発表経費助成要項

令和6年4月1日

学長決裁

1 埼玉県立大学海外研究発表経費助成の目的

本学における研究成果について、海外で行われる国際学会での発表と、外国語による論文作成を勧奨することで、本学の研究水準の向上と研究者の育成を目的とする。

2 対象者、対象経費、対象学会

(1) 対象者

本学の常勤教職員で、1月1日から12月31日までに海外で開催された国際学会において筆頭演者（国際的に一般演題を公募している学術集会の筆頭演者であり、かつ発表者に限り、共同演者等は不可）として、発表を行おうとする者

(2) 対象経費

3（4）で承認を受けた場合に限り、次の経費を対象とする。

なお、経費の支出方法は精算払とし、財源は個人に配分していない奨励研究費を活用し、算定方法は研究費の例による。

ア 海外で行われる学会等に出張する場合の旅費（公立大学法人埼玉県立大学職員の旅費に関する規則（平成22年規則第29号。以下「旅費規則」という。）第6条に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料）

- ・鉄道賃、船賃、航空賃、車賃は旅費規則に規定する額を上限とする
- ・宿泊料は特別な事情を除き発表日及び前後泊分とする。

イ 学会等の参加費

(3) 対象研究

ア 奨励研究費及び国の競争的資金制度（科学研究費等）による研究
（本学在職中（過去5年以内）に本学の研究費で実施した場合に限る）

イ ア以外による研究（本学の常勤教職員を明示して発表する場合に限る）

(4) 対象学会

学術集会は一定の規模（参加者、国際性）と継続性がある学会であり、主催者が認知されている機関（財団、学会、会議、大学など）であること。余りに、私的な研究会の場合は、演題が公募されているものでも認めない場合がある。

3 承認手続

(1) 提出書類

ア 海外研究発表経費助成申請書（様式1）

イ 海外研究発表経費助成推薦書（様式2）

ウ 添付書類

- ・学会等のプログラムや招待状等、参加申込をした事実が証明できる書類
- ・研究と発表内容との関連を明らかにできる書類等（必要に応じて添付）

- (2) 提出先
事務局（研究・地域連携担当）
- (3) 提出期限
発表を行う日前に開催する研究推進委員会の15日前までの平日
（提出開始日は限定しないが、学会等への参加申込後速やかに手続をすること）
- (4) 承認方法等
提出があった書類に基づき、奨励研究部会で審議し、研究推進委員会で承認又は報告により決定を行う。必要に応じて発表内容との関連書類を求めることができる。
承認の可否は、事務局から発表を行う日までに通知する。

4 交付手続

- (1) 提出書類
 - ア 海外研究発表経費助成報告書（様式3）
 - イ 抄録集若しくはプログラム集の該当演題のあるページの写し
（必要に応じて発表要綱等の追加書類）
 - ウ 学会参加証原本及び支出根拠書類
- (2) 提出先
事務局（研究・地域連携担当）

5 その他（留意事項）

- (1) この助成は平成31年度から開始する。初年度は平成31年4月1日以降に開催された学会を対象とする。
- (2) 承認を受けて出張する場合は、旅費規程第4条に規定する旅行命令を受けなければならない。
- (3) 科学研究費助成事業を含めた他の財源（他団体等からの助成を含む）で経費を対応できる場合においては、この助成の対象外とし、本学から重複して参加費等を得ることはできない。
- (4) 1人年1回の申請とし、助成の上限金額は各年度の予算の範囲内で毎年度規定し周知するため、上限を超えた場合は、承認順に助成の対象とする。また、交付時点で本学に在職しない場合もこの助成の対象外とする。
- (5) 助成の目的が将来の外国語による論文作成と研究者の育成にあるので、外国語で論文にする意向を誓約するとともに、助成を受けた演題に関連する論文を作成した場合は別刷りを事務局に1部提出すること。
- (6) この要項に定めのない事項は、研究推進委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要項は、平成30年12月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要項は、令和6年4月1日から施行する。